

頁	現 行	改 定 案
<p>P 1</p>	<p>I 市町村消防の現状及び将来の見通し</p> <p>1.1 市町村の常備消防の現況</p> <p>1 消防本部の現況</p> <p>京都府内では、平成13年4月1日に、乙訓地域の2市1町（向日市、長岡京市、大山崎町）の消防本部が合併して乙訓消防組合消防本部ができ、府内消防本部数は15本部となりました。その後の市町村合併により一部事務組合が単独消防になる等の結果、単独設置11本部、一部事務組合4本部となっています。</p> <p>消防本部の管轄人口で見ると、府内15消防本部のうち、30万人以上の規模（大規模消防本部という。以下同じ）を有するのは京都市消防局のみとなっています。人口10万人以上30万人未満（中規模消防本部という。以下同じ）は3消防本部、10万人未満（小規模消防本部という。以下同じ）は11消防本部となっています。</p> <p>また、消防職員の数は、府内全体で3,460人（平成20年4月1日現在）となっています。</p> <p>なお、府内において、常備消防が管轄しない市町村はありません。</p> <p>2 消防の活動状況等</p> <p>(1) 火災発生状況</p> <p>府内の出火件数は、平成19年で677件であり、過去5年間(平成15～19年)の傾向は、減少傾向となっています。</p> <p>また、人口1万人当たりの出火件数は、2.64件であり、全国平均の4.30件と比較して低い状況にあります。</p> <p>(2) 救急出動状況</p> <p>平成19年中の府内における救急出動件数は、117,695件で、前年に比べ0.2%の増加となっています。過去5年間では11.8%の増加となっており、平成15年から平成17年の間は、+11.3%と著しく増加傾向を示し、それ以降横這いで推移しています。</p> <p>(3) 救急活動の所要時間</p> <p>平成19年時点で、救急業務における現場到着所要時間は平均5.8分、(全国平均7.0分)また、収容所要時間（119番の覚知から病院収容までの時間）は平均26.2分（全国平均33.4分）となっており、全国平均と比較し、迅速な病院搬送が行われている状況です。</p> <p>(4) 防火対象物数</p> <p>防火対象物数（消防法施行令別表第1に掲げるもののうち、法令等により消火器の設置を必要とする対象物数）は、府内で83,161件(平成19年3月31日現在)あり、過去5年間において増加傾向となっています。</p> <p>なお、地域によりその分布には大きな差があります。</p> <p>3 消防力の実情</p> <p>市町村が火災の鎮圧や急病人の救急搬送業務、更には事故や災害現場での人命の救助を確実に遂行し、消防組織法（以下「組織法」という。）に定める消防責任を十分に果たしていくために必要な施設及び人員の基準として、「消防力の整備指針」（平成17年消防庁告示第9号）（以下「整備指針」という。）が定められています。</p> <p>市町村は、必要な施設及び人員の水準をこの整備指針に基づき、地域の実情を加味して自ら決定し、計画的な整備を進めています。</p> <p>(1) 消防職員</p> <p>京都府内の消防職員数は3,460人（平成20年4月1日現在）で、人口1,000人当たりでは1.31人(全国平均1.21人)となっており、全国平均を若干上回る職員数が確保されています。</p>	<p>I 市町村消防の現状及び将来の見通し</p> <p>1.1 市町村の消防の現況</p> <p>1 消防本部の現況</p> <p>京都府内（以下「府内」という。）では、平成13年4月1日に、乙訓地域の2市1町（向日市、長岡京市、大山崎町）の消防本部が合併して乙訓消防組合消防本部が発足し、府内の消防本部数は15となりました。その後の市町村合併により一部事務組合が単独消防になる等の結果、単独設置11本部、一部事務組合4本部となり、全ての市町村において、常備消防体制が確立されています。</p> <p>消防本部の管轄人口で見ると、府内15消防本部のうち、30万人以上の規模を有するのは京都市消防局のみとなっており、人口10万人以上30万人未満は3消防本部、10万人未満（以下「小規模消防本部」という。）は11消防本部となっています。</p> <p>また、消防職員の数は、府内全体で3,395人（令和2年4月1日現在）です。</p> <p>2 消防の活動状況等</p> <p>(1) 火災発生状況</p> <p>令和元年中の府内の火災発生件数は、501件で、過去5年間の傾向を見ると、平成27年から平成29年にかけて、微増していましたが、以降は減少傾向となっています。</p> <p>また、人口1万人当たりの出火件数は、1.96件で、全国平均の2.96件と比較して低い状況にあります。</p> <p>(2) 救急出動状況</p> <p>令和元年中の府内における救急出動件数は、145,884件で、前年に比べ0.2%の減少となっています。過去5年間では9.8%の増加となっており、特に平成29年から平成30年の間は、4.3%と増加率が大きくなっています。</p> <p>(3) 救急活動の所要時間</p> <p>令和元年中における、救急隊の現場到着所要時間は平均7.1分（全国平均8.7分）、また、病院収容所要時間（119番の覚知から病院収容までの時間）は平均32.4分（全国平均39.5分）となっており、全国平均と比較し、迅速な病院搬送が行われている状況です。</p> <p>しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院収容までに時間を要する救急搬送困難事案の増加等、新たな事象も発生しています。</p> <p>(4) 防火対象物数</p> <p>防火対象物数（消防法施行令別表第1に掲げるもののうち、法令等により消火器の設置を必要とする対象物数）は、府内で88,898件(令和2年4月1日現在)であり、平成27年に比べて3.5%の増加となっています。</p> <p>なお、地域によりその分布には大きな差があります。</p> <p>3 消防力の実情</p> <p>市町村が火災の鎮圧や傷病者の救急搬送業務、更には事故や災害現場での人命の救助等を確実に遂行し、消防組織法（以下「組織法」という。）に定める消防責任を十分に果たすために、必要な施設及び人員の水準として、「消防力の整備指針」（最終改正：平成31年3月29日付け消防庁告示第4号）（以下「整備指針」という。）が定められています。</p> <p>市町村は、必要な施設及び人員の水準を、この整備指針を基に地域の実情を加味して自ら決定し、計画的に消防体制の整備を進めています。</p> <p>(1) 消防職員</p> <p>府内の消防職員数（3,395人）を人口1,000人当たりで見ると1.319人(全国平均1.323人)となり、全国平均レベルの職員数をやや下回っています。</p>
<p>P 2</p>	<p>(4) 防火対象物数</p> <p>防火対象物数（消防法施行令別表第1に掲げるもののうち、法令等により消火器の設置を必要とする対象物数）は、府内で83,161件(平成19年3月31日現在)あり、過去5年間において増加傾向となっています。</p> <p>なお、地域によりその分布には大きな差があります。</p>	<p>(4) 防火対象物数</p> <p>防火対象物数（消防法施行令別表第1に掲げるもののうち、法令等により消火器の設置を必要とする対象物数）は、府内で88,898件(令和2年4月1日現在)であり、平成27年に比べて3.5%の増加となっています。</p> <p>なお、地域によりその分布には大きな差があります。</p>

また、整備指針に基づく充足率（平成18年4月1日現在）は76.6%(全国平均76.0%)で、基準数に対しておよそ1,000人が不足している状態ですが、各消防本部の相互応援体制の確立により一定補完されています。

(2) 消防車両

消防ポンプ自動車は、全ての消防本部に配備されているものの、整備指針に基づく充足率は、平均96.1%(全国平均96.0%)となっています。

救急自動車は、全ての消防本部に配備されており、その充足率は平均では94.1%(全国平均は97.3%)となっています。

救助工作車は、全ての消防本部において配備を要するところですが、1消防本部を除き14消防本部で配備されている状況です。

はしご自動車は、全ての消防本部において配備を要し、そのうち10消防本部で充足率が100%に達しています。一方、4消防本部では配備されておらず、実際の災害対応に必要となった場合には、他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況にあります。

(3) 消防費

平成19年度の消防本部における消防費決算額と各構成市町村における一般会計決算額に占める府内平均割合は、4.0%となっています。全国平均が3.5%であることを踏まえると、府内における消防費が一般会計決算額に占める割合は、比較的高い状況にあります。

また、府民一人当たりの消防費決算の平均は、16,371円（全国平均14,542円）となっており、全国平均より高い水準となっています。

なお、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。

4 消防の対応力の状況

(1) 部隊運用の状況

通常の火災等災害時の消防隊等の運用（出動）状況は、大規模消防本部ほど運用台数が多く、規模が小さくなるほどその運用台数は少なくなります。特に中高層建築物や大規模工場等特殊な災害への対応力は、本部規模が小さいほど出動可能台数が少なくなります。

また、現場から最も近い地点にいる部隊を選びだして災害対応をできるようなシステムを導入している消防本部は3本部となっています。

救急対応についても、日常の運用救急隊の数が、消防本部の規模が大きいほど多く、救急救命士の乗組割合や救急隊員の専従割合も高くなります。このため、消防本部の規模ごとで救急隊の状況には一定の差が認められます。

(2) 予防業務の高度化及び専門化の状況

火災を未然に防ぎ、被害を最小限にするためには、建物の消防法令違反の状況をしっかりチェックし、必要な指導を行うことが重要です。

大規模消防本部では管内の特定防火対象物に対して多くの予防専従職員が携わっています。（職員1人あたり20件～80件）

小規模消防本部では、研修の機会も得られにくいと、査察、指導に携わる専任職員の確保・充実が困難となっています。

また、複雑多様な火災等の原因、延焼拡大経路、消防用設備の起動状況等を科学的に究明し、火災による損害、特に、悲惨な焼死者の発生防止等広範な火災予防対策を樹立するためには、火災原因調査業務についても高度な技術を要求されます。

しかしながら、専任調査員が配置されているのは3本部にとどまり、多くは消防隊員が兼務処理している状況となっています。今後、その養成等充実配置をすることが課題となります。

(3) 通信技術高度化への対応

119番通報への迅速な対応のために有効な、通報場所を自動的に示す発信地表示システムが導入されている消防本部は7本部、GPSを活用した消防車両の動態管理システムが導入されている消防本部は3本部となっています。

また、平成28年5月末までに整備することとされている消防救急無線のデジタル化整備については、京都府が平成19年6月に策定した「京都府消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」に基づき、現在、市町村において協議が進められているところです。

また、整備指針に基づく充足率（令和2年4月1日現在）は79.6%(H31全国平均78.3%)で、基準数に対しておよそ900人が不足している状況ですが、高機能的資機材・装置の導入、部隊の連携等による基準の緩和、各消防本部の相互応援体制の確立等によって、人員の不足は、一定補完されています。

(2) 消防車両

消防ポンプ自動車は、全ての消防本部に配備されているものの、整備指針に基づく充足率では、81.8%(全国平均97.7%)の状況です。

救急自動車は、全ての消防本部に配備されており、その充足率は87.9%(全国平均96.3%)です。

救助工作車は、全ての消防本部において配備がされているところですが、1消防本部を除き14消防本部で充足されている状況です。

はしご自動車は、全ての消防本部において配備を要し、そのうち10消防本部で充足率が100%に達しています。一方、5消防本部では配備されておらず、実際の災害対応に必要となった場合には、他の消防本部からの応援に頼らざるを得ない状況にあります。

(3) 消防費

令和元年度の消防本部における消防費決算額と各構成市町村における一般会計決算額に占める府内平均割合は、3.3%となっています。全国平均が3.7%であることを踏まえると、府内における消防費が一般会計決算額に占める割合は、全国平均をやや下回る状況にあります。

また、平成30年における府民一人当たりの消防費決算額の平均は、18,224円（全国平均15,670円）となっており、全国平均より高くなっています。

なお、一般的に小規模な消防本部ほど割高となる傾向があります。

4 消防の対応力の状況

(1) 部隊運用の状況

通常の火災等災害時の消防隊等の運用（出動）状況は、大規模な消防本部ほど運用台数が多く、消防本部の規模が小さくなるほど少なくなる傾向があります。特に中高層建築物や大規模工場等特殊な災害への対応力は、出動可能台数が少ない小規模な消防本部ほど小さくなります。

また、現場から最も近い地点にいる部隊を選定して出動させるシステム（直近指令システム）を導入し、運用している消防本部は6消防本部となっています。

救急対応についても、消防本部の規模が大きいほど日常の運用救急隊の数が多く、救急救命士の乗組割合や救急隊員の専従割合も高くなります。このため、消防本部の規模によって救急隊の対応力にも一定の差が認められます。

(2) 予防業務の高度化及び専門化の状況

火災を未然に防ぎ、被害を最小限にするためには、建物の消防法令違反の状況をしっかりチェックし、違反を認めた場合には、必要は是正指導を行うことが重要です。

府内の13消防本部では管内の防火対象物に対して予防専従職員が携わっていますが、2消防本部では、研修の機会も得られにくいと、査察、指導に携わる専任職員の確保が困難な状況です。

また、複雑多様な火災等の発生原因や延焼拡大経路、消防用設備の起動状況等を科学的に究明し、火災による損害、特に、悲惨な焼死者の発生防止等広範な火災予防対策を樹立するためには、火災原因調査業務についても高度な知識と技術を要求されます。

しかしながら、専任調査員が配置されているのは2消防本部にとどまり、多くは消防隊員が兼務している状況となっています。今後、火災調査員の養成等の充実を図ることが課題です。

(3) 通信技術高度化への対応

119番通報への迅速な対応のために有効な、通報場所を自動的に示す発信地表示システムは、全消防本部で導入されていますが、そのうちGPSを活用した消防車両の動態管理システムが導入されているのは14消防本部となっています。

P 3

P 4

1.2 消防を取り巻く環境の変化

1.2 消防を取り巻く環境の変化

	<p>1 災害や事故の多様化、大規模化等 これまで消防は、市街化の進展、交通インフラの発達等地域の発展度合に応じて、消防力の整備強化を図ってきましたが、近年は、災害や事故が多様化、大規模化し、また、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、さらにはテロ災害、武力攻撃災害等新たな事象への対応など、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。</p> <p>2 人口減少時代の到来 京都府の推計人口(平成20年11月)は、263万6,000人であり、平成16年までは人口の増加傾向が続いたものの、平成17年からは減少傾向に転じています。今後は人口の減少が続き、平成26年には257万人になると予測されています。 また、京都府の高齢者(65歳以上)人口及び総人口に占める高齢者人口推計(高齢化率)は、平成16年で19.6%となっており、平成7年国勢調査では14.7%、平成12年同調査では17.4%であることから、確実に高齢化が進行しています。 このことは高齢者の増加に伴う急病による救急出場の機会がさらに増加することが予測され、「整備指針」の基礎となる消防本部の管轄人口の減少とともに、将来的に大きな影響があるものと思われます。 なお、この高齢化の進展は、消防本部とともに地域の消防を担っている消防団員の確保にも大変懸念される要素でもあります。 こうしたことから、常備消防の体制の充実を図るとともに一方で、従来から地域密着型で活動している非常備の消防団においては、より地域との連携を深める活動が必要と考えられます。</p>	<p>1 災害や事故の多様化、大規模化等 これまで消防は、市街化の進展、交通インフラの発達等、地域事情の変化に応じて、消防力の整備強化を図ってきましたが、近年は、災害や事故が多様化、大規模化している他、予期できない新興感染症等への対応、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化、さらにはテロ災害、武力攻撃災害等新たな事象への対応など、消防を取り巻く環境は、さらに大きく変化しています。</p> <p>2 人口減少時代の到来 京都府の推計人口(令和3年1月)は、256万6,341人であり、平成16年までは人口の増加傾向が続いたものの、平成17年からは減少傾向に転じました。今後も人口の減少が続き、令和7年には250万人になると予測されています。 一方で、京都府の総人口に占める高齢者(65歳以上)人口の割合(高齢化率)は、平成30年で28.5%となっており、平成27年国勢調査では27.5%、平成22年では23.4%、平成17年では20.0%と、確実に高齢化が進行しています。 このことから、高齢者人口の増加に伴う急病等の救急出動は増加することが予測されますが、「整備指針」の基礎となる消防本部の管轄人口は減少することから、将来的に大きな影響が出てくると思われます。 さらに高齢化の進展は、消防本部とともに地域の防火・防災を担っている消防団員の確保に関する大変懸念される要素となります。 以上のような社会情勢から、今後は、常備消防体制の充実が求められるとともに、従来から地域密着型で活動している非常備の消防団においては、より地域との連携を深めた活動が必要になると考えられます。</p>
<p>P 5</p> <p>P 6</p>	<p>II 消防体制の整備推進計画策定に関わる基本的な事項</p> <p>2.1 常備消防の充実強化の必要性等 消防は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、水火災及び地震等の災害を未然に防除し、またこれらの災害による被害の軽減を図ることを任務としており、基礎自治体である市町村がその責任を果たすという市町村消防の原則(組織法第6条)により、消防本部や消防署等による常備の消防組織と消防団による非常備の消防組織により構成される消防制度によりこれまで運営されてきたところです。 一方で先に述べたように、消防を取り巻く環境は大きく変化してきており、消防はこの変化に的確に対応し府民の安心安全を確保していく必要があります。 しかしながら、消防体制の一翼を担う常備消防の小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防車両・専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されているなど、消防の体制としては必ずしも十分でない場合があります。 これらを克服するためには、常備消防の体制のあり方を十分検討することが必要です。</p> <p>この場合、 (1) 災害発生時における初動体制の強化 (2) 統一的な指揮の下での効果的な部隊運用 (3) 本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強 (4) 救急業務や予防業務の高度化及び専門化 (5) 財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備 (6) 消防設備等整備の重複投資を省く財政投資の効率化等</p> <p>の観点を考慮するとともに、管轄面積の広狭、交通事情や広域行政、地域の歴史や日常生活圏、更には人口動態等、本府における地域事情などを十分考慮し、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化をもたらす自主的な市町村の消防の広域化(消防体制の充実強化)を検討する必要があります。</p>	<p>II 市町村の消防の広域化の推進に関する基本的な事項</p> <p>2.1 広域化の背景及びこれまでの経緯 1 組織法の改正及び広域化に関する基本指針の策定 総務省消防庁は、消防の広域化により、管理運営や行財政上の様々なメリットを実現し、消防力の充実・強化を図る必要があるとして、都道府県の役割を明確化し、市町村が、関係機関等と十分な議論ができるよう、組織法を改正するとともに、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」(以下「基本指針」という。)を、平成18年に策定しました。 この中で、都道府県は、平成19年度までに消防広域化推進計画を策定することとされ、市町村は、同計画に基づき平成24年までに広域化を実現することとされました。</p> <p>2 消防の広域化に関する基本指針の改正 その後、平成25年に基本指針が改正され、広域化の期限は平成30年4月1日まで延長され、全国で市町村消防の広域化への取組が進められましたが、平成30年4月現在においても、管轄人口10万人未満の小規模消防本部が全体の6割を占めることなどから、広域化の進捗は十分とは言えず、小規模消防本部が抱える課題は依然として解決されていないとされました。平成30年に再度、基本指針が改正され、広域化の期限が令和6年4月1日まで延長された上で、都道府県においては、推進計画の再策定を行うよう努めることが定められました。</p> <p>3 市町村の消防の連携・協力 総務省消防庁は、「市町村の消防の連携・協力に関する基本指針」を平成29年4月に策定し、広域化を積極的に進める一方で、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても必要な消防力を確保・充実していくため、消防事務の性質に応じて事務の一部について連携・協力を推進することが必要であるとし、その推進方策や具体例等を示しました。 また、平成30年4月には、都道府県において、高機能消防指令センターの共同運用等について幅広い視野で検討を行い、連携・協力対象となる市町村を推進計画に定めることや、連携・協力の推進期限を消防の広域化の期限と同じ令和6年4月1日とすることなどを内容とする、指針の改正が行われました。</p> <p>4 本府におけるこれまでの取組 京都府では、平成21年3月に「京都府消防体制の整備推進計画」を策定し、住民サービス、財政運営などの観点から有効である消防指令センターについて、京都府を北部・京都市・南部の3ブロックに区分し、ブロック単位で共同設置すること、京都府南部地域の二つの町単独消防本部(久御山町及び精華町)の規模拡大を図ることなどを掲げました。 消防指令センターについては、亀岡市以北の6消防本部で共同運用に向けた協議・調整が進められてい</p>

ます。

また、小規模単独消防本部の規模拡大についても、関係する市町村において、地理的要因や経済的なつながり等を勘案しつつ、検討を進めてきました。

2.2 消防の広域化及び連携・協力の必要性と考え方

1 消防の広域化及び連携・協力の必要性

府内15消防本部のうち、11消防本部が市町村の基本指針に定める小規模消防本部に位置付けられます。こうした小規模消防本部では、管轄区域において、大規模な災害や救急及び火災事案等が同時発生した場合、職員の非常招集や隣接する消防本部の応援要請などの緊急対応が必要になると考えられます。

さらには、人員配備や財政運営面においても、柔軟性に乏しいという課題があります。

初動体制の充実や近隣消防本部の応援出動に頼らない消防体制の確立、さまざまな災害に対応した車両及び資機材を確保するための財政規模の拡大等の課題は、この小規模消防本部において多く見受けられる状況にあります。

とりわけ、消防吏員数が50人以下の消防本部（以下「特定小規模消防本部」という。）においては、これらの課題はより深刻であると考えられます。

さらに、今後の人口減少や高齢化の進行などの社会情勢によっては、その他の消防本部においても、同様の課題が顕在化することが考えられ、将来的な見通しを立てながら府内の消防の広域化を進めていく必要があります。

2 消防の広域化及び連携・協力の考え方

京都府では、消防の広域化及び連携・協力については、消防力の強化により、住民サービスの向上を図るとともに、これからの高齢化社会や災害の激甚化及び多様化に対応できる体制づくりのため、次のことについて、推進することとします。

- (1) 消防本部の広域化
- (2) 消防指令センターの共同運用
- (3) 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用や消防車両の共同整備
- (4) その他の連携・協力

なお、こうした消防の広域化及び連携・協力を進めるには、管轄面積の広狭、道路事情、広域行政、地域の歴史、日常生活圏、更には人口動態等、府内における地域事情などを十分に考慮した上で、自主的な市町村の消防体制の充実・強化を検討する必要があります。

また、直ちに広域化を進めることが困難な地域においても、消防事務の性質に応じて事務の一部について柔軟に連携・協力することにより、消防力を確保・充実していくことが求められます。

このため、京都府においても、連携・協力の推進が将来の広域化につながるとの認識の下、地域の実情に応じて、できるところから連携・協力を積極的に推進することとします。

2.3 本計画の位置づけ及び計画・目標期間

1 本計画の位置づけ

府内の消防本部が、将来にわたり京都府民の安全・安心を守る消防力の充実・強化を図るためには、積極的に消防の連携・協力を進めるとともに、その効果や実績を踏まえた消防の広域化が必要であることから、京都府は、国の基本指針の改正を踏まえ、関係市町村間の合意形成や調整、課題解決のための支援等について、積極的に役割を果たすとともに、自主的な市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進に取り組むことを目的として、この計画を策定するものとします。

また、広域化や連携・協力の実現に向け、京都府総合計画における令和22年（2040年）の将来像を踏まえながら、計画・目標を設定するとともに、取り組むべき事項についての基本的な方針を定めることとします。

2 中期計画

- (1) 計画期間：令和7年度までの5年間

- (2) 優先的に進める事項

ア 消防指令センターの共同運用

（ア） 中・北部消防指令センターの共同運用を具体的に推進

（イ） 京都市・南部地域において、消防指令センターの共同運用に向けた検討を開始

イ 消防広域化重点地域の指定等

ウ その他の連携・協力の調整

<p>P 8</p>	<p>2.2 非常備消防（消防団）の活動活性化</p> <p>消防団は、常備消防と連携を取りながら、それぞれの地域において、火災、地震や風水害などの近年複雑多様化する各種の災害に地域密着型の活動を行っていますが、消防団員数の減少や団員の高齢化の進行により消防団活動の低下が懸念され、特に非常時の地域防災体制の確保が求められています。</p> <p>また、都市部への人口流入や農村部の過疎化など、様々な社会環境の変化や地域毎の社会特性に応じた消防団活動を実施していく必要があります。</p> <p>このため、今後の消防団員の確保や消防団活動の活性化対策の骨子となる、「京都府消防団活動活性化プラン」（平成20年12月策定）に基づき、各市町村は京都府とも連携し、消防団活動の活性化に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>3 長期目標</p> <p>(1) 目標期間：令和12年度までの10年間</p> <p>(2) 優先的に進める事項</p> <p>将来的な府内全消防本部による消防指令センターの一体的な共同運用を目指し、実現に向けた調整を実施</p> <p>2.4 広域化及び連携・協力の進め方</p> <p>(1) 課題ごとに関係市町村等で構成する検討組織等を設け、京都府も積極的に参加し、調整を図ります。</p> <p>(2) 中期計画期間においては、可能な範囲・組合せで広域化や各種連携・協力の検討を進めることとし、最終的な府内全消防本部による一体的運用も想定しながら、様々な分野で段階的な連携も考慮しつつ進めます。</p> <p>具体的には、消防指令センターの共同運用について優先的に検討を進めるとともに、消防（防災）ヘリコプターの広域的運用、消防車両等の共同整備、資機材等の共同購入、特定業務での連携などについて、あわせて検討・調整を進めます。</p> <p>2.5 消防団の活動活性化</p> <p>消防団は、常備消防と連携を取りながら、それぞれの地域において、火災、地震や風水害などの近年複雑多様化する各種の災害に地域密着型の活動を行っていますが、消防団員数の減少や団員の高齢化の進行により消防団活動の低下が懸念され、特に非常時の地域防災体制の確保が求められています。</p> <p>また、都市部への人口流入や農村部の過疎化など、様々な社会環境の変化や地域毎の社会特性に応じた消防団活動を実施していく必要があります。</p> <p>今後、消防団員の確保や消防団活動の活性化を図っていくためには、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月制定）の趣旨や「消防団員の処遇等に関する検討会（令和2年度総務省消防庁）」における様々な議論等もふまえ、各市町村は京都府と連携し、地域防災力の充実強化や消防団活動の活性化に取り組んでいく必要があります。</p>
------------	--	---

<p>P 9</p>	<p>III 常備消防の充実強化について</p> <hr/> <p>3.1 消防指令センターの共同設置について</p> <p>1 消防指令センターの共同設置</p> <p>119番通報の受信及び出動指令については、現在、各消防本部単位で行っていますが、消防指令センターを複数の消防本部が共同で設置し、運用することは、より高機能な指令装置を導入にすることにより119番通報の場所を瞬時に地図表示することができるようになり、災害現場が迅速に把握でき現場への到着時間が短縮できるとともに、指令に携わる要員の効率的な配置が可能となるため、その分、火災・救急業務等の現場要員を充実させることができます。</p> <p>また、消防本部間で災害情報の共有が可能となるため、消防応援体制の強化が図れるとともに、指令装置に係る設備整備費の軽減が見込めるなど多くの効果が期待できます。</p> <p>このため、府内において、消防指令センターを共同で設置し、消防救急サービスの向上と整備、運用コストの削減を行い、消防体制の充実を図ることが望まれます。</p> <p>2 消防指令センターの共同設置の範囲</p> <p>消防指令センターの共同設置については、平成19年6月に策定した「京都府消防救急無線広域化・共同化等整備基本計画」の共同整備の3ブロック（北部ブロック・京都市・南部ブロック）の各地域単位において、指令センターを共同設置（京都市は単独設置）することが、現在検討が進められている消防救急無線のデジタル化整備との整合性の確保の点からも望ましいと考えられます。</p>	<p>III 消防の充実強化について</p> <hr/> <p>3.1 消防指令センターの共同運用</p> <p>(1) 最終（将来）的には、府内全消防指令センターの一体的な共同運用を目指します。</p> <p>(2) 中期計画期間において、中・北部地域の消防指令センターの共同運用（6消防本部 7市3町）を確実に推進するとともに、京都市及び南部地域での消防指令センター（1消防局・8消防本部 8市7町1村）の共同運用について、消防本部間の議論を深めるとともに、実現に向けた検討を進めます。</p> <p>(3) 消防力の向上を図るとともに、中長期的な管理運営や行財政上における影響も考慮し、消防本部間で幅広く検討します。</p> <p>(4) 中・北部地域の消防指令センターと京都市及び南部地域での消防指令センターとの連携のあり方についてもあわせて検討します。</p> <p>2 中期計画における消防指令センターの共同運用</p> <p>(1) 中・北部地域の消防指令センター共同運用</p> <p>令和2年11月に「京都府中・北部地域消防指令事務協議会」が設立されるとともに、「京都府中・北部地域消防指令センター共同運用実行委員会」を設置し、具体的な検討が進められているところですが、引き続き、令和6年度に共同運用を開始できるよう、調整を進めます。</p> <p>(2) 京都市及び南部地域の消防指令センター共同運用</p> <p>ア 京都市及び南部8消防本部での検討を推進します。</p> <p>イ 各消防本部のシステム更新時期が異なることから、共同運用等の実施時期等について、令和7年度までにとりまとめ、早期に共同運用を目指します。</p> <p>(3) 中・北部地域消防指令センターと京都市及び南部地域消防指令センターの連携のあり方</p> <p>ア 中・北部地域消防指令センターと京都市及び南部地域での消防指令センターとの連携のあり方や、消防救急デジタル無線の共同整備等についても、それぞれの消防指令センターの共同運用の推進にあわせて検討します。</p> <p>イ 消防（防災）ヘリコプター、高所カメラ及びその他の情報ツールを活用した府内一円の災害情報</p>
------------	--	---

3 消防指令センターの運用

共同設置した消防指令センターにおける指令業務については、その運用形態や指令員の配置及び指揮命令権限や部隊運用方策並びに地域の実情に応じた消防団への迅速かつ的確な指令方法など、地域の消防力向上のための必要な事項について、関係する消防本部間において十分に検討することが必要です。

また、その整備・運用時期については、消防救急無線のデジタル化整備の進捗状況や、各消防本部に既設の指令装置等の耐用年数にも十分に配慮する必要があります。

3.2 消防体制の充実強化について

1 基本的な考え方

府内では、小規模消防本部が11本部存在しますが、こうした小規模消防本部においては、救急事案と火災事案が同時又は複数で発生した場合、非番職員の非常招集を行ったり隣接する他の消防本部の応援を求めるなど、初動体制に十分な余裕がなく、また、大規模な災害や特殊災害などへの対応力の向上が求められています。更に、組織管理や財政運営面においても、柔軟性に乏しいという課題があります。

消防本部の意向調査でも、初動体制の充実や近隣消防本部の応援出動に頼らない消防体制の確立、資機材整備の柔軟性の確保のための財政規模の拡大等の課題の指摘は、この小規模消防本部において多く見受けられます。

このため、消防力の強化を図る上で、小規模消防本部の体制強化を検討する必要があるところですが、人口規模のみでなく、消防の活動エリアである管轄面積も重要な要素であることから、管轄面積が小さく隣接する本部との距離も短い、府南部地域の二つの町単独消防本部（久御山町及び精華町）において、その規模の拡大を図ることが、消防力の充実強化に向けた優先的な課題と考えられます。

2 消防体制強化の検討範囲等

上記の考え方を踏まえ、久御山町及び精華町における消防本部の規模拡大を行うためには、下記に示す関係市町村の中で合意形成される組合せのもとに、消防体制の充実強化を図ることが望まれます。

その場合には、歴史的な郡の区域、主要幹線道路の状況や一級河川の状況などの地理的な要因、また、現在の社会経済的つながりや消防本部の設立経過、日常業務を通じての連携状況、更には消防団の組織的つながりなどを総合的に勘案して、消防体制の充実強化を組織法に従い速やかに推進する必要があります。

【関係市町村】 宇治市 城陽市 八幡市 京田辺市 木津川市 久御山町
井手町 宇治田原町 笠置町 和束町 精華町 南山城村

等の共有についても、並行して検討します。

3 長期目標における消防指令センターの共同運用

中期計画期間での共同運用の進捗状況をふまえ、中・北部地域消防指令センターと京都市及び南部地域消防指令センターの連携等、府内の消防指令センターの一体的な共同運用に向けた具体的な検討・調整を行います。

3.2 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用及び消防車両等の共同整備

1 消防（防災）ヘリコプターの広域的運用の推進

(1) 平成30年4月、京都府消防長会に「消防（防災）ヘリコプターの活用に係る研究会」を設置し、消防ヘリの有効性や、広域的活用について検討が進められています。

(2) 災害の多様化・広域化への更なる対応が求められる中、府内の航空体制のあり方、近隣府県との連携について、さらに必要な検討を進めます。

(3) 応援協定に基づく連携活動の有効性を高めるため、合同訓練等の取り組みを継続して実施します。

2 消防車両等の共同整備

複数の消防本部で共同整備することで、より広域的に高度な車両の配置が可能になり、複雑化・多様化する災害への対応能力の向上も期待できます。

(1) 整備が想定される車両等
はしご車、化学消防車、その他の特殊車両

(2) 共同整備の手法
協定等

(3) これまでの共同整備実績
相楽中部消防組合と奈良市消防局において、はしご車を共同整備し、令和2年11月から運用を開始

3.3 その他の連携

1 連携内容

(1) 広域応援体制の強化
京都府広域消防相互応援協定の見直し等

(2) 資機材等の共同購入（車両以外）
ア 消防資機材
イ 救急資機材
ウ 備蓄物資
エ 緊急消防援助隊に係る資機材や食料等

(3) 特定業務の連携
ア 火災調査業務
イ 予防業務
ウ 危険物業務
エ 外国の方等への多言語対応

2 検討体制

検討項目の内容に応じて、府内全体で検討を行います。

3 これまでの連携実績

- (1) 【覚書】京都救命指示センター（H7～）
- (2) 【協定】消防学校の共同化（H29～）
- (3) 【協議会】救急安心センターきょうと（R2～）

	<p>3 今後の消防体制の充実策</p> <p>府北部地域をはじめその他の地域においても、本章3.1による消防指令センターの共同設置等を通じて、消防施設の共同利用や職員の交流、更には消防相互応援の円滑な実施など、消防本部間の連携をより密接に行い、消防活動における連携実績を重ねることにより、市町村の合意のもとに新たな枠組みが提案され、消防体制の強化を図る上で適当と認められる場合は、変更・修正を行うなど、本計画の弾力的な運用に努めることとします。</p> <p>なお、このような観点から上記2について、乙訓消防組合消防本部を構成する市町（向日市、長岡京市、大山崎町）が協議に加わることもあるものと考えられます。</p>	<p>(4) 【計画】京都府消防広域応援基本計画（第3次）（R元、11月改定）</p> <p>(5) 【協定】京都府広域消防相互応援協定書（H19～）（R2.3月改定）</p> <p>3.4 消防本部の広域化</p> <p>1 将来の広域化のあり方</p> <p>消防本部の規模が大きいほど火災等の災害への対応能力の強化に繋がるとともに、人員配備、財政運営等の観点から望ましいとされていることから、京都府においても、将来的に府内全体を一つの消防組織とした構想を検討するため、まずは、消防本部の広域化を実施できる地域について、対象市町村の組合せや時期も含め、段階的に検討・協議を進めることとします。</p> <p>まずは、消防指令センターの共同運用や、広域応援体制の強化など、府内の消防本部間の連携・協力体制を強化していく中で、組合せ等の検討を進めます。</p> <p>2 特定小規模消防本部に対する対応</p> <p>基本指針において、「小規模な消防本部においては、出動体制、保有する消防用車両、専門要員の確保等に限界があることや、組織管理や財政運営面での厳しさが指摘されることがあるなど、消防の体制としては、必ずしも十分でない場合がある。」とされており、新型コロナウイルス感染症に複数の職員が罹患し、消防力の維持・確保のために、他の消防本部からの応援が必要となる事案や、豪雨災害により消防用車両等が水没し、他の消防本部等から車両等の支援を受ける事案等、小規模消防本部の限界に直面する事態も発生しています。</p> <p>特に、特定小規模消防本部においては、これらの課題が喫緊の課題であるため、消防力の充実強化について、優先的に進める必要があります。</p> <p>3.5 消防広域化重点地域の指定</p> <p>消防広域化重点地域の指定については、特定小規模消防本部を中心に関係市町村の意見も聞きながら、地域指定に向けた、検討・協議を中期計画期間に優先的に進めていきます。</p>
<p>P 1 2</p>	<p>IV 消防体制の充実強化と消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項</p> <p>4.1 消防体制の整備</p> <p>消防本部の規模拡大を行う際には、その効果を十分に発揮することができるよう、規模拡大後の消防本部においては一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。したがって、本部機能、指令業務及び職員の身分の一元化が必要であると考えます。</p> <p>また、管轄する面積の拡大に対応して、消防本部と消防署間の連絡調整、災害防御活動の指揮及び統制や管理、指導の円滑で適正な執行を確保することにも配慮が必要です。</p> <p>さらに住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長に委任することも有効と考えます。</p> <p>4.2 関係市町村間の協議</p> <p>消防本部の規模拡大は、主に一部事務組合、広域連合、又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）との意思疎通及び情報共有が円滑に行われる方式を構成市町村等の協議により選択することが必要となります。</p> <p>4.3 消防体制の整備のために考えられる方策</p> <p>消防本部の規模拡大後の消防の円滑な運営の確保のためには、次の事項等について、構成市町村等間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要です。</p> <p>(1) 規模拡大後の消防の円滑な運営の確保に関する基本的な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経常的経費、投資的経費の構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合 ・ 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画 	<p>IV 消防広域化及び連携・協に伴う円滑な運営の確保に関する基本的な事項</p> <p>4.1 消防体制の整備</p> <p>消防の広域化においては、その効果を十分に発揮することができるよう、規模拡大後の消防本部では一元的な部隊運用、出動体制、事務処理等が行われることが特に重要です。</p> <p>また、管轄する面積の拡大に対応して、消防本部と消防署間の連絡調整、災害防御活動の指揮及び統制や管理、指導の円滑で適正な執行を確保することが必要です。</p> <p>さらに住民サービスを低下させないため、許認可事務など一定の窓口業務を消防署長に委任することも有効と考えます。</p> <p>連携・協力においては、各消防本部の消防力・消防需要の現況や将来的な課題を見極め、効率的な施設整備や人員配置等を行うことが必要です。</p> <p>4.2 関係市町村間の協議</p> <p>消防の広域化は、主に一部事務組合、広域連合、又は事務委託により行われることとなりますが、それぞれの特徴を十分認識した上で、構成市町村又は受託市町村若しくは委託市町村（以下「構成市町村等」という。）の間での意思疎通及び情報共有が円滑に行われることが重要です。</p> <p>このため、構成市町村等間で十分協議のうえ合意形成を図り、広域化後の消防の運営方式を決定する必要があります。</p> <p>連携・協力は、地域の実情や地理的な状況等を考慮しつつ、関連する市町村等における消防需要等の情勢分析を適切に行った上で、どのような連携・協力が可能であるかを、広い視野で検討することが求められます。</p> <p>4.3 消防の広域化及び連携・協に伴う体制整備のために考えられる方策</p> <p>消防の広域化及び連携・協力後の消防の円滑な運営の確保のためには、次の事項等について、構成市町村等間において十分協議の上、事前に決定しておくことが必要であり、一部事務組合又は事務委託の規約や規程等において定めることが有効であると考えられます。</p> <p>1 一部事務組合方式（協議会方式）による場合</p> <p>(1) 経常的経費、投資的経費の構成市町村ごとの負担金の額又は負担割合等に係る基本的な考え方やル</p>

P 1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防力の整備計画及び部隊運用、指令管制等に関する計画 ・ 構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み ・ 消防本部の運営に関し、住民の意見を反映できる方法 <p>(2) 消防本部の位置及び名称</p> <p>(3) 市町村の防災に係る関係機関相互間の連携の確保に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に構成市町村等の長と消防長、消防署長又は消防団長とが緊密に連携することができるよう相互連絡、情報共有等に関する計画 	<p>ール</p> <p>(2) 職員の任用、給与、教育訓練等に関する計画</p> <p>(3) 中期計画、長期目標としての消防力の整備計画</p> <p>(4) 部隊運用、指令管制等に関する計画</p> <p>(5) 構成市町村等間の連絡会議の定期的な開催、消防長の専決対象の明確化等構成市町村間の迅速な意見調整を可能とするための仕組み</p> <p>(6) 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できる仕組み</p> <p>2 事務委託方式による場合</p> <p>(1) 委託料に係る基本的な考え方やルール</p> <p>(2) 構成市町村等の長と、消防長又は消防団長とが緊密に連携し、相互連絡や情報共有できる体制の構築のための計画</p> <p>(3) 消防事務の運営に関し、住民の意見を反映できる仕組み</p>
P 1 4	<p>V 市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保に関する事項</p> <p>5.1 非常備消防（消防団）との連携確保</p> <p>消防団は、先に述べたように地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「整備指針」に基づき、原則として一市町村に一団、あるいは、必要に応じて複数の団を置くこととなります。</p> <p>このため、地域の実情に応じて規模を拡大した消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。</p> <p>具体的には次のような方策が考えられます。</p> <p>(1) 出動時の指令内容が各消防団に確実に伝わるよう、電話、無線、メールなど直接伝達手段の完備</p> <p>(2) 平素からの各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施</p> <p>(3) 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整</p> <p>(4) 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所への消防団との連絡調整担当の配置、定例的な連絡会議の開催等</p> <p>5.2 市町村防災担当部局との連携確保</p> <p>市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるとともに、関係部局・関係機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者において実施することが必要です。</p> <p>また、地域の実情に応じて規模拡大後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。</p> <p>なお、具体的には次のような方策が考えられます。</p> <p>(1) 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託</p> <p>(2) 各構成市町村等の長及び防災・国民保護担当幹部と消防長及び消防署長による協議会の設置</p> <p>(3) 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村災害対策本部への消防職員の派遣等</p> <p>(4) 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流</p> <p>(5) 総合的な合同防災訓練の実施</p> <p>(6) 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化</p> <p>(7) 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部の通信指令部門に設置することによる24時間体制の確保</p>	<p>V 市町村の防災に係る関係機関相互の連携確保に関する事項</p> <p>5.1 消防団との連携確保</p> <p>消防団は、先に述べたように地域に密着した消防防災活動を行うという特性上、組織法に基づき推進する自主的な市町村の消防本部の広域化の対象とされておらず、従来どおり、「整備指針」に基づき、原則として一市町村に一団、あるいは、必要に応じて複数の団を置くこととなります。</p> <p>このため、地域の実情に応じて広域化した消防本部と消防団との密接な連携の確保を図る必要があります。</p> <p>具体的には次のような方策が考えられます。</p> <p>(1) 出動時の指令内容が各消防団に確実に伝わるよう、電話、無線、メールなど伝達手段の整備</p> <p>(2) 平素から各消防団合同又は常備消防を含めた訓練等の実施</p> <p>(3) 常備消防の管轄区域内の複数の消防団の団長の中から連絡調整担当の団長を指名することによる常備消防との一元的な連絡調整の実施</p> <p>(4) 構成市町村等の消防団と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のため、消防署所に消防団との連絡調整を担当する職員を配置するとともに、定例的な連絡会議の開催等</p> <p>5.2 市町村防災・国民保護担当部局との連携確保</p> <p>市町村の防災や国民保護業務は、住民の安心・安全の確保という最も基本的かつ重要な業務であるとともに、関係部局・機関が多岐にわたるため、それら全体を総合的に調整できる責任者において実施することが必要です。</p> <p>また、地域の実情に応じて規模拡大後の消防本部と構成市町村等の防災・国民保護担当部局との連携の確保を図る必要があります。</p> <p>なお、具体的には次のような方策が考えられます。</p> <p>(1) 夜間・休日等における市町村の防災業務について、初動時の連絡体制などを消防本部に事務委託</p> <p>(2) 各構成市町村等の長及び防災・国民保護担当幹部と消防長等による協議会の設置</p> <p>(3) 各構成市町村等と当該構成市町村等の区域に存する消防署所との連携確保のための、定例的な連絡会議の開催、各市町村災害対策本部への消防職員の派遣等</p> <p>(4) 防災・国民保護担当部局と消防本部との人事交流</p> <p>(5) 総合的な合同防災訓練の実施</p> <p>(6) 防災・国民保護担当部局と消防本部との情報通信手段の充実による連絡体制の強化</p> <p>(7) 防災行政無線の親機や遠隔操作機を消防本部等にも設置することによる24時間体制の確保</p>
P 1 5	<p>VI 消防体制の充実強化のための必要な措置</p> <p>6.1 常備消防の充実強化のための事項</p> <p>消防指令センターの共同設置及び消防本部の規模拡大について、関係する市町村において十分に議論が尽くされるよう、京都府は必要な情報の提供を行うとともに、市町村からの求めに応じて必要な調整を行うなどの支援を実施していきます。</p>	<p>VI 消防体制の充実強化のための必要な措置</p> <p>6.1 消防の広域化及び連携・協力を推進するための必要な措置</p> <p>消防指令センターの共同運用をはじめとする連携・協力及び消防の広域化について、関係する市町村において十分に議論が尽くされるよう、京都府は必要な情報の提供を行うとともに、市町村からの求めに応じて必要な調整を行うなどの支援を実施していきます。</p>

1 消防指令センターの共同設置に関する課題の調整・情報提供等

- (1) 消防指令センターを共同設置する場合において、既存の施設との調整をはじめ、無線のデジタル化整備との関係など、共同設置の具体化のための課題の調整を行います。
また、消防職員を対象とした説明会の開催、市町村等が開催する勉強会等への参加やアドバイザー派遣の斡旋及び先進事例の紹介等必要な情報を提供するとともに、啓発などを実施していきます。
- (2) 共同設置の実現に向けて、財源の確保及び各種の情報提供等について、積極的に国に要望していくこととします。

2 消防本部の規模拡大に関する助言・情報提供等

- (1) 市町村等からの要請に基づき、国のアドバイザー制度を積極的に活用し、消防本部の規模拡大の具体化に向けた協議を支援します。
- (2) 消防本部の規模拡大を図るには、組織法第34条に規定する広域消防運営計画を、関係する市町村間において策定する必要がありますが、その策定に向け、個別具体的な課題等への助言や、消防本部の規模拡大に伴う具体的な効果事例の情報提供などを行います。

6.2 非常備消防（消防団）の活性化のための事項

- 常備消防の充実強化と併せて、消防団をより活性化することによって地域防災力を強化し、地域に密着した中軸的な存在として相応しい活動が展開できるよう、京都府は必要な支援を行います。
- (1) 消防団員を確保し、消防団活動の活性化に向けた取り組みを推進します。
 - (2) 消防団に対する企業や家族の理解を促すとともに、活動環境の整備を図り、円滑な消防団活動を支えます。
 - (3) 地域特性に着目した消防団体制の整備・向上を図ります。
 - (4) 地域における他の組織との連携や新たな支援組織の育成を図ります。

また、消防の広域化や連携・協力の必要性や効果等について、京都府民や関係者に対する情報提供、普及啓発等を行います。

1 消防指令センターの共同運用に関する課題の調整・情報提供等

- (1) 消防指令センターを共同運用する場合において、既存の施設との調整等、共同運用の具体化のための課題の調整を行うとともに、各消防本部の意向を伺いながら、共同運用の課題を協議するために関係市町村等で構成する検討組織等に積極的に参加し、調整を図ります。
また、連携・協力の推進に関する制度、先進事例や留意事項等について、必要な情報を積極的に提供するとともに、国の事業を活用した調査研究の実施等の支援を行います。
- (2) 共同運用の実現に向けて、財源の確保及び各種の情報提供等について、積極的に国に要望していきます。

2 消防の広域化に関する助言・情報提供等

- (1) 市町村等からの要請に基づき、国のアドバイザー制度を積極的に活用し、消防本部の規模拡大の具体化に向けた協議を支援します。
- (2) 消防の広域化を図るには、組織法第34条に規定する広域消防運営計画を、関係する市町村間において策定する必要がありますが、その策定に向け、個別具体的な課題等への助言や、**消防の広域化に伴う有効な事例の情報を提供します。**

6.2 整備推進計画の進行管理等

1 適切な進行管理

- 京都府は、本計画を推進するため、市町村の取組状況や国等の動向を適時に把握し、適切な進行管理に努めるものとします。
また、この計画を実効性のあるものとするため、消防の広域化や連携・協力を推進するための検討組織に積極的に関与するとともに、検討・検証への支援を行います。

2 状況の変化に応じた計画の変更

京都府は、消防の広域化及び連携・協力について、交通事情や道路環境、災害の特性、消防需要など、地域の実情や状況に変化が生じた場合等には、中期計画期間中においても、市町村の自主的かつ多様な取組を尊重しながら、必要に応じて本計画を改定するものとします。

6.3 消防団の活性化のための事項

- 常備消防の充実強化と併せて、消防団をより活性化することによって地域防災力を強化し、地域に密着した**消防防災体制の中核的**存在として相応しい活動が展開できるよう、京都府は必要な支援を行います。
- (1) 消防団員を確保し、消防団活動の活性化に向けた取り組みを推進します。
 - (2) 消防団に対する企業や家族の理解を促すとともに、活動環境の整備や**処遇改善**を図り、円滑な消防団活動を支えます。
 - (3) 地域特性に着目した消防団体制の整備・向上を図ります。
 - (4) **激甚化及び多様化する災害に対応するための消防団の装備の充実を図ります。**
 - (5) **消防団員の教育・訓練の改善により、消防団の強化を図ります。**
 - (6) 地域における他の組織との連携や新たな支援組織の育成を図ります。